

(第一類 第五号)

第三十一回国会 大蔵委員会

昭和三十四年三月三日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事足立

篤郎君 理事押谷 富三君

理事小山

長規君 理事坊 秀男君

理事山下

春江君 理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君

奥村又十郎君 小西 寅松君

西村 英一君

古川 支吉君

廣瀬

毛利 松平君

山村庄之助君

春日 一幸君

勝邦君

横山

榮二君

法務大臣

大藏大臣

愛知 榎一君

佐藤 榎作君

出席政府委員

法務事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

(主税局) 税制第

委員外の出席者

吉國 二郎君

大蔵事務官  
(主税局) 税制第

木村 秀弘君

大蔵事務官

金子 一平君

大蔵事務官

泉 美之松君

大蔵事務官

伊藤 三郎君

大蔵事務官

宗一君

大蔵事務官

鶴松君

大蔵事務官

細田 義安君

大蔵事務官

浜田 一馬君

大蔵事務官

幸雄君

大蔵事務官

古川 支吉君

大蔵事務官

鶴松君

大蔵事務官

久保田 鶴松君

大蔵事務官

松尾トシ子君

大蔵事務官

利秋君

大蔵事務官

横山 利秋君

大蔵事務官

善信君

大蔵事務官

渡部 善信君

大蔵事務官

山中 貞則君

大蔵事務官

石原 周夫君

大蔵事務官

主計局長

大蔵事務官

揮発油税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第七五号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律  
(内閣提出第一二七号)

関税定率法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一二八号)

関税定率法の一部を改正する法律の  
一部を改正する法律案  
(内閣提出第一三八号)

入場税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一三九号)

○早川委員長 これより会議を開きま  
す。

昨二日予備付託になりました、所得  
に対する租税に関する二重課税の回避  
及び脱税の防止のための日本国とノー  
ルウェーとの間の条約の実  
施に伴う所得税法の特例等に関する  
法律案(内閣提出第一七六号)(予)

第二条 所得税法第一条第二項又は  
第五項の規定に該当する個人又は  
法人でノールウェーの居住者は又は  
法人であるもの(所得税法の施行  
地に条約第二条第一項(j)に規定す  
る恒久的施設を有する者を除く。)  
が支払受ける条約第六条第一項、  
第七条第一項又は第八条第一項、  
子で同法の施行地にその源泉があ  
るものに対する同法第十七条、第  
十八条第二項又は第四十一条第一  
項若しくは第二項の規定の適当に  
つては、これらの規定中「百分  
の二十」とあるのは、「百分の十  
五」とする。ただし、これらの所  
得に対し所得税を課さず、又はこ  
れらの所得に対する所得税額をそ  
の収入金額の百分の十五に相当す  
る金額以下とする租税特別措置法  
(昭和三十二年法律第二十六号)そ  
の他の法律の規定の適用を妨げな  
い。

所得に対する租税に関する二重課  
税の回避及び脱税の防止のための日本  
国とノールウェーとの間の条  
約の実施に伴う所得税法の特例等  
に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する  
租税に関する二重課税の回避及び  
脱税の防止のための日本国とノー  
ルウェーとの間の条約(以下「条  
約」という。)を実施するため、  
所得税法(昭和二十二年法律第二  
十七号)及び法人税法(昭和二十二  
年法律第二十八号)の特例その他  
必要な事項を定めるものとする。  
(使用料、配当又は利子に対する所  
得税の税率の特例等)

第二条 所得税法第一条第二項又は  
第五項の規定に該当する個人又は  
法人でノールウェーの居住者は又は  
法人であるもの(所得税法の施行  
地に条約第二条第一項(j)に規定す  
る恒久的施設を有する者を除く。)  
が支払受ける条約第六条第一項、  
第七条第一項又は第八条第一項、  
子で同法の施行地にその源泉があ  
るものに対する同法第十七条、第  
十八条第二項又は第四十一条第一  
項若しくは第二項の規定の適当に  
つては、これらの規定中「百分  
の二十」とあるのは、「百分の十  
五」とする。ただし、これらの所  
得に対し所得税を課さず、又はこ  
れらの所得に対する所得税額をそ  
の収入金額の百分の十五に相当す  
る金額以下とする租税特別措置法  
(昭和三十二年法律第二十六号)そ  
の他の法律の規定の適用を妨げな  
い。

第三条 前条に定めるもののほか、  
条約の実施及びこの法律の適用に  
関し必要な事項は、大蔵省令で定  
める。

附 則

第一条 この法律は、条約の効力発生の  
日から施行する。

第二条 第二項中所得税法第十七  
条又は第十八条第二項の規定に係  
る部分及び第二条第二項の規定  
は、この法律の施行の日の属す  
る年の一月一日以後に支払を受け  
るべき使用料、配当又は利子及

び同日以後（法人にあつては、同日以後に開始する事業年度以後の事業年度）に生ずる同項に規定する所得について、第二条第一項又は第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき使用料、配当又は利子でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

### 理由

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約を実施するため、ノールウェーの居住者又は法人が支払を受ける使用料等に対する所得税の税率の特例その他の要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中政府委員 ただいま議題となりました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、今回ノールウェーとの間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承認を求めるため、別途御審議を願つてあるのであります。この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案

を提出することとした次第でありま

す。

以下この法律案の内容について申し上げます。

まず第一に、利子所得等に対する所得税法の特例を定めることとしてお

ります。すなわち、今回の条約によりますと、わが国及びノールウェー両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者等に対して支払われる利子所得等につきましては、百分の十五をこえる税率で課税をしてはならないことと

なっておりますが、わが国の所得税法では、これら利子所得等に対する税率は百分の二十となつておりますので、

条約の適用のある場合には、所得税の税率を百分の十五に軽減することとしているのであります。

第二に、特許権等の譲渡により生ずる所得に対する所得税法及び法人税法の特例を定めることとしております。

今回ノールウェー両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者の特許権等の譲渡による所得に対する租税は、収入金額の百分の十五をこえてはならないこととなつておりますが、わが国の所

得税法及び法人税法では、この種の所得につきましては、一般的所得と同様に、個人については累進税率により、法人については一般の法人税率により課税することとなつております。従つて、条約の適用のある場合で、これらが収入金額の百分の十五をこえることとなるときは、その負担を収入金額の百分の十五に軽減することとしているのであります。

最後に、今回の条約の実施に関して

必要な手続その他の事項は、条約の規

定の趣旨に従い、大蔵省令でこれを定めることとしているのであります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成賜りますようお願ひいたします。

○早川委員長 関税定率法の一部を改

正する法律の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案及び関税定率法の一部を改正する法律案の五件を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。保岡武久君。

○保岡委員 ただいま議題となつてお

ります砂糖消費税法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、二、三政

府にお尋ね申し上げておきます。

このたび、北海道のテンサイ糖の保護育成のために、国内精白糖の消費税を從来の一斤二十八円から十二円六十

銭に軽減し、そのため歳入減となる部分につきましては、輸入糖の從来の一斤八円八十銭から二十六円二十一銭に増額することにより補てんすることを

得につきましては、一般的所得と同様に、個人については累進税率により、法人については一般の法人税率により課税することとなつております。従つて、条約の適用のある場合で、これらが収入金額の百分の十五をこえることとなつてお

ります。かかる一次産業にもひとしい農産物に税が課せられている例は、他にほとんどその例を聞きません。しか

も、他の生産地もそうであります。かかる悪循環のために浮ばれ

ない生活をしているのが現状であります。政府は、奄美群島が終戦後八年間の

米国占領から解放されるや、奄美群島復興特別措置法により、同群島の復興に多額の国帑を投じて努力しておられ

ますことは、感激にたえないところであります。特に奄美群島は、三百年の昔から農民のほとんどがサトウキビを耕作し、キ

ビから黒糖を製造して、唯一の換金産物として生活をして今日に来ておるの

あります。特に奄美群島は、その農家の所得たる

奄美群島の住民は、旧幕時代は藩主がほとんどの全島の黒糖を専売にし、きびの制限、形状の差異による税率の相違

という二点について從来の不合理を是正し、糖度を品質の向上に即応せしめ

て引き上げ、黒糖の税率を百斤四百円

を一斤三円すなわち百斤三百円、一千円にいたしまして五円の減税を行わん

ます。そのために同地方では今日なお西郷隆盛が代官にかけ合つて島民を助けたために、同地方では今日なお西郷

を心から崇拝していると伝えられています。

しかし、薩摩の黒糖消費税とされおりありますことは、砂糖消費税とされた過去の事情にかんがみまして、政府の御努力を多とするところであります。しかしながら、翻つて考えてみると、含みつ糖たる黒糖は、税法にも示されております通り、

サトウキビの搾汁を煮沸濃縮して、加工しないで冷却して製造するため、サトウキビを耕作する農民がほとんどみずから製造して販売している次第であります。それを許します。保岡武久君。

○保岡委員 ただいま議題となつてお

ります砂糖消費税法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、二、三政

府にお尋ね申し上げておきます。

このたび、北海道のテンサイ糖の保護育成のために、国内精白糖の消費税を從来の一斤二十八円から十二円六十

銭に軽減し、そのため歳入減となる部分につきましては、輸入糖の從来の一斤八円八十銭から二十六円二十一銭に増額することにより補てんすることを

得につきましては、一般的所得と同様に、個人については累進税率により、法人については一般の法人税率により課税することとなつております。従つて、条約の適用のある場合で、これらが収入金額の百分の十五をこえることとなつてお

ります。かかる一次産業にもひとしい農産物に税が課せられている例は、他にほとんどその例を聞きません。しか

も、他の生産地もそうであります。かかる悪循環のために浮ばれ

ない生活をしているのが現状であります。政府は、奄美群島が終戦後八年間の

米国占領から解放されるや、奄美群島復興特別措置法により、同群島の復興に多額の国帑を投じて努力しておられ

ますことは、感激にたえないところであります。特に奄美群島は、三百年の昔から農民

のほとんどがサトウキビを耕作し、キ

ビから黒糖を製造して、唯一の換金産物として生活をして今日に来ておるの

あります。特に奄美群島は、その農家の所得たる

奄美群島の住民は、旧幕時代は藩主がほとんどの全島の黒糖を専売にし、きびの制限、形状の差異による税率の相違

かりのサトウキビを私用に使つたとい

うので、農民を牢獄につなぐなど、あ

まりにも悲惨であったのを見かねて、この当時畜産村に流されていった西郷隆

盛が代官にかけ合つて島民を助けた。そのために同地方では今日なお西郷

を心から崇拝していると伝えられています。

しかし、薩摩の黒糖消費税とされおりありますことは、砂糖消費税とされた過去の事情にかんがみまして、政府の御努力を多とするところであります。しかしながら、翻つて考えてみると、含みつ糖たる黒糖は、税法にも示されております通り、

サトウキビの搾汁を煮沸濃縮して、加工しないで冷却して製造するため、サトウキビを耕作する農民がほとんどみずから製造して販売している次第であります。それを許します。保岡武久君。

○保岡委員 ただいま議題となつてお

ります砂糖消費税法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、二、三政

府にお尋ね申し上げておきます。

このたび、北海道のテンサイ糖の保護育成のために、国内精白糖の消費税を從来の一斤二十八円から十二円六十

銭に軽減し、そのため歳入減となる部分につきましては、輸入糖の從来の一斤八円八十銭から二十六円二十一銭に増額することにより補てんすることを

得につきましては、一般的所得と同様に、個人については累進税率により、法人については一般の法人税率により課税することとなつております。従つて、条約の適用のある場合で、これらが収入金額の百分の十五をこえることとなつてお

ります。かかる一次産業にもひとしい農産物に税が課せられている例は、他にほとんどその例を聞きません。しか

も、他の生産地もそうであります。かかる悪循環のために浮ばれ

ない生活をしているのが現状であります。政府は、奄美群島が終戦後八年間の

米国占領から解放されるや、奄美群島復興特別措置法により、同群島の復興に多額の国帑を投じて努力しておられ

ますことは、感激にたえないところであります。特に奄美群島は、三百年の昔から農民

のほとんどがサトウキビを耕作し、キ

ビから黒糖を製造して、唯一の換金産物として生活をして今日に来ておるの

あります。特に奄美群島は、その農家の所得たる

奄美群島の住民は、旧幕時代は藩主がほとんどの全島の黒糖を専売にし、きびの制限、形状の差異による税率の相違

かりのサトウキビを私用に使つたとい

かる谷間に置かれた黒糖の保護と申しますが、黒糖の生産を余儀なくされますが、農民の保護のためにも、この際黒糖消費税の免除または大幅減税を断行せらるべきことこそが、國の行き届いた政治であらうかと存ずるのであります。このたび政府の提案されておりますが、ころの案によりますと、従来の百斤四百円が三百円、すなわち四分の一の減税といふことが中心になつてゐるのであります。この点につきまして政府は今後いかなるお考えを持つて進めていくかとされておられますか、御高見を承わっておきたいと存じます。

のみを一挙に理想に持っていくことはなかなか困難なのでござります。そこで、今回は、先ほどお述べになりました内容の消費税帯当り一円引き下げ等を含めます。また質の面におきましても糖度を九〇%に上げまする措置等をあわせて行いまして、今回の国内産糖保護のために行いました関税への振りかえの措置に伴いまして、一応の施策といたしまして打ち出しておるわけであります。しかし、関係地区の代表でありますする保岡委員の立場からいようと、そういう措置ではまだ足りないといふ御指摘もまた私も当然のこと

この際政府のありがたい措置にかかわらず、納得のできないところは、北海道のテンサイ糖保護という建前から、従来の精白糖の税金が二十八円から二円六十銭と半分以下に下つた、それにもかかわらず、奄美群島のごときはわずかに四分の一程度の減税しか政府は考えてくれなかつたということについて、なかなか納得がいかないといふところもあるわけでござります。私どもいろいろ承わつておりますと、政府の御苦心のあるところはよくわかるのでございますが、この四円を三円に下げたということを中心にして、今度の

にして一円税率下げたということ。それから第二に、容器の制限を撤廃いたしましたために、これによるコストの減が私どもの見積りでは約一円程度あらうと思つております。それから第三に、今回の振りかえが、しばしば言われますように、砂糖消費税を下げた額より関税を上げた額が約二円高いというとのために、これらがすべて価格に転化されるということになりますと、一般的の砂糖の税込み価格は二円だけ従来よりも上るという結果になります。黒糖についてはその事情がないわけです。つまり、関税がかからないも

なお、その上に糖度引き上げの分が半分と見ましても三、四千万円影響があるというふうに、私もごくラフな計算ではじいておるわけであります。

○保岡委員 今主税局長の御説明によりまして、大体わかつたようなものでございますけれども、しかしながら、奄美群島の黒糖は、先ほど申しましたように、各間の産業と申しますか、結局だんだん文化の向上なりあるいは經濟事情の変化によりまして需要が減退していく。また、奄美群島その他の南西諸島方面のサトウキビも、黒糖ではもう浮べないので、結局今後分密糖に

（山中正義委員）たゞしその間委員の御指摘にありました通り、わが国の方諸島は台風の常襲地帯下にありますし、その中で、台風の常襲地帯下では、地上の作物といふものはほとんど得ないでゐるのであります。しかし、その中で、台風の常襲地帯下では、天候相手のばくちとまでいわれております条件の中で、長い歴史のもとに、サトウキビだけはかけがえのない国内唯一の生産源として、なおその困難と戦いながら栽培が続けられておりますことは御承知のところであり、御指摘の事実もその通りであると私も思うのであります。この砂糖に対しまして課税のあり方につきましては、理想といったしましては、ただいま保岡委員の御指摘の通り、消費税等もこれを全部撤廃をいたしまして、その苦しい条件の中で自由に生産するのを助けていかなければならぬのでありますしょが、しかし実際には日本の必要量の大宗をまかなくております輸入糖に対する関税等との関係がございまして、国内産糖

としては、諸般の情況を考慮いたしまして、黒糖に対し措置し得る限りの措置をいたしましたが、ございまして、この際はこの程度のこととて一応御納得をいただきまして、さらにもつと将来における台風常襲地帯、また日本にとつてはかけがそのない、しかも唯一の暖地農業、亜熱帶農業と申しますか、そういうものの保護策等ともあわせまして研究を続けて、よりよい成果が得られますように、お互いに協力申し上げていただきたいものと考えております。税法上の具体的な問題等を引き続き御質問に相なるかと思いますが、それらについては主管局長ないし担当官よりお答えいたさせます。

○原政府委員 今回の砂糖消費税と砂糖に対する関税との振りかえに当ります。砂糖の各種の種類の税の間の関係は、原則として従来の関係をそのまままで参るという原則をまず立てたわけです。これは、氷砂糖、角砂糖と精製糖というような関係もありますし、あるいは再製糖との関係もございまます。そういう原則を立てた。その中にあつて、ただいまお話しの国内産の黒糖だけは、お話をのような事情がいろいろありますので、かつ、年来そういう角度から御希望が多いというので、ただいま申しした原則に例外を設けて、特別な優遇と申しますか、奨励と申しますか、これをやろうというふうに考えたわけであります。

しかば、お話を黒糖に対する保護措置はどれだけになるかということを申し上げますと、ます第一に、斤当り

ると、ここに相対的に二円だけ国内産の黒糖が有利になるという事情があります。合計約四円、その上にかつ糖度を九十度までよろしい、ということに税法上改めることによりまして、いい品物であるのに安い税率ということになりますと、いい品物はそれだけ高く売れるだろう、つまり実質的にそれだけ減税だ。この辺どれだけそれでは値段が高く売れるだろうかということについては、かなりにおずかしい問題であります。が、私どもとしては、これも二円は欠かさぬであろう、二円余りになるであろう、総合計いたしまして約六円程度減税になるというふうに読んでおります。

南西諸島でできます国内産の黒糖は、約二万一千トンでありますので、糖度引き上げの分は必ず九十度に全部なるかどうかといふ問題がありますから、一応これをはずしまして、四円といったしましても、二万一千トンで約一億四千万円だけ、南西諸島の税が絶対的にまたは相対的に減るということになります。

らなければなりませんので、そういう面から、果して奄美群島の黒糖が、今主税局長が御指摘になりましたように、今度の税法の改正によって経済的に有利になるかどうかということは、私どもは非常な疑問を持つておるわけでござります。しかし、大蔵省のお考えが、政府全体の総合的な御施策の結果として実現することによって、奄美群島の農民が今度の税法改正によって恩恵がいただけますように、今後とも御努力をお願いすることを希望しておきたいと考えております。

なお、税法の内容について、二、三簡単に御質問申し上げたいと思いますが、第二条第一項第一号の第一種甲類の中に、従来は使っていないサトウキビの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した砂糖、従来は「加工しないで」という言葉がなかつたのであります、今度特別に「加工しないで」という文句が入っている。加工するとかしないとかいうことは一体どういうことであるかということについ

○保岡委員 ただいま、佐藤大臣の代理として山中政務次官から、現地の事情についてきわめて御理解のある御答弁をいただき、また今後に対しても島民が相当な希望の持てるようなお考え、御方針なりを承わりまして、私は非常にありがたく育つする次第でござりまするが、特に奄美群島の農民が、等との関係がございまして、国内産糖をいたしまして、その苦しい条件の中自由に生産するのを助けていかなければならぬのでありますら、しかし実際には日本の必要量の大宗をまかなくております輸入糖に対する関税等との関係がございまして、国内産糖の摘要の通り、消費税等もこれを全部撤廃しましては、ただいま保岡委員の御指摘の通り、消費税等もこれを全部撤廃をいたしまして、その苦しい条件の中で自由に生産するのを助けていかなければならぬのでありますら、しかし実際には日本の必要量の大宗をまかなくております輸入糖に対する関税等との関係がございまして、国内産糖

角度から御希望が多いというので、だいま申しした原則に例外を設けて、特別な優遇と申しますか、奨励と申しますか、これをやろうというふうに考えたわけであります。

しかば、お話を黒糖に対する保護措置はどれだけになるかということを申し上げますと、まず第一に、斤当り

南西諸島でできます国内産の黒糖は、約二万一千トンでありますので、糖度引き上げの分は必ず九十度に全部なるかどうかという問題がありますから、一応これをはずしまして、四円といたします。二万一千トンで約一億四千万円だけ、南西諸島の税が絶対的にまたは相対的に減るということになります。

の中に、従来は使っていないサトウキビの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造した砂糖、従来は「加工しないで」という言葉がなかつたのであります。今度特別に「加工しないで」という文句が入つてゐる。加工するとかしないとかいろいろことは一体どういうことであるかということについ



きまして、若干の質問をいたしたいと  
思います。

現在政府が、公約の線に沿いまして、  
いろんな品目の減税を考えておられま  
すが、たとえば入場税にいたしまして  
も十九億の減税、この金額十九億をめ  
ぐつてかなり論争されております。そ  
れから、物品税につきましても、初年  
度三十四億円、こうした金額をめぐり  
まして、いろいろ検討も加えられ、論争  
されております。ところが、こうした入  
場税であるとか、あるいは物品税と  
か、相当地論の関心を持つていて、よう  
な項目にいたしましても、この程度の  
金額であります。ところが、この法律  
案に示されており、免税をなお一ヵ年  
送らんとする関税による減税といふも  
のは、何と年収見込額がこの改正案に  
よつて三百五億円、非常に大きな金額  
であります。私は、こうした点につき  
まして、案外関税定率法というような  
ものの関心が薄いために、こうした大  
きな点が見のがされていることに対し  
て、案外の問題を喚起する  
意味でも、この問題を取り上げてみた  
い、こういうことがあります。つぶさ  
にこの点を分析いたしましたと、これ  
は、米国からの小麥の輸入とか、ある  
いはまた原油とか、そうした原料的な  
もの、あるいは日本の食糧政策的なも  
の、こうしたもののが大きな部分を占め  
ておることもいなめません。そのこと  
は承知いたしておりますが、こうした特  
殊的な必要なものを抜かしても、なお  
百億くらいの減免措置が依然として來  
年度に持ち越される。このことにつきま  
しては、やはり当委員会としては当然関  
心を持つべきものと思つております。  
そこで、質問の第一点は、今度の暫

定措置品目のうちで、原油及び粗油と  
いう項目がございます。これは金額に  
いたしまして九十九億九千二百万円、  
約百億円という大きな減免金額でござ  
ります。ところで、今回揮発油税百九  
十三億円の増徴をめぐりまして世論が  
沸騰いたしておりますが、その揮發

油税を世論の反対を冒してあえて増徴  
するという事態が一方にあるながら、  
この基本税率一〇%のところ、現在で  
は暫定税率として二%をかけておるにす  
ぎません。この二%を本年の三月三  
十一日でエックスペイアするのを、や  
はり依然として残して、ここに約百億  
円を減免しておくというのは、多少の  
矛盾が出てきておるようになります。

その点につきまして、まず政府のお考  
えをお示しいただきたいと思います。

○原政府委員 関税の暫定減免税の問

題は、全体としては相当額が大きいの

であります。私は、こうした点につき

まして、まず委員会の注意を喚起する

意味でも、この問題を取り上げてみた  
い、こうしたことあります。つぶさ

にこの点を分析いたしましたと、これ

は、米国からの小麥の輸入とか、ある

いはまた原油とか、そうした原料的な

もの、こうしたもののが大きな部分を占め

ておることもいなめません。そのこと

は承知いたしておりますが、こうした特

殊的な必要なものを抜かしても、なお

百億くらいの減免措置が依然として來

年度に持ち越される。このことにつきま

しては、やはり当委員会としては当然関

心を持つべきものと思つております。

そこで、質問の第一点は、今度の暫

なことから、この際、関税としてのバ  
ランス論から、これを変えるといふこ  
とはなかろうという判断をいたしま  
して、お話を通り、約百億円前後にな  
る項目であります。これをその通り

もう一年続けたいといふにお願い

をいたしておるわけでございます。

○平岡委員 経過の説明だけで、理由

の示し方が薄弱だと思うのです。とい

うのは、百九十三億のガソリン税の増

徴という事態が一方にあります。その

ときにそのものである油、原油、この

品目の輸入税につきましてなお特例を

設けていく理由というものが、ちょっと

と納得できぬのです。その焦点を一つ

御解明をいただかないと困ります。

○原政府委員 関税の暫定減免税の問

題は、全体としては相当額が大きいの

であります。私は、こうした点につき

まして、まず委員会の注意を喚起する

意味でも、この問題を取り上げてみた  
い、こうしたことあります。つぶさ

にこの点を分析いたしましたと、これ

は、米国からの小麥の輸入とか、ある

いはまた原油とか、そうした原料的な

もの、こうしたもののが大きな部分を占め

ておることもいなめません。そのこと

は承知いたしておりますが、こうした特

殊的な必要なものを抜かしても、なお

百億くらいの減免措置が依然として來

年度に持ち越される。このことにつきま

しては、やはり当委員会としては当然関

心を持つべきものと思つております。

そこで、質問の第一点は、今度の暫

課税をする、あるいは軽油の段階で課税  
をするという方が、道路の受益との関  
係がぴったりいく、他の原油、重油等の  
よるものもある。それ鳥について十  
分下から積み上げた検討をするとい  
うことは必要だろうと思つております。

私ども、この問題だけではなく、全般的

に検討いたしたい一つの問題として考  
えています。ただいまお願いしてお  
ります。ただいまお願いしてお

ることは必要だろうと思つております。

暫定減免税は、一〇%を二%にしてい  
ますのは、きわめて沿革的に日本の経済

への大きな動力源であるこの油類とい  
うものに対する関税をここで動かすと

あります。ただいまお願いしてお

ることは必要だろうと思つております。

私ども、この問題だけではなく、全般的

に検討いたしたい一つの問題として考  
えています。ただいまお願いしてお

ることは必要だろうと思つております。

暫定減免税は、一〇%を二%にしてい  
ますのは、きわめて沿革的に日本の経済

への大きな動力源であるこの油類とい  
うものに対する関税をここで動かすと

あります。ただいまお願いしてお

ることは必要だろうと思つております。

暫定

ソリンの税金が上るから、その前に買いためしようというわけです。ところが、ドムカンに詰めてどこかへストックしておくというようなことはできないので、全部のガソリン・スタンンドまで満ぱいにさせたわけです。その買いだめできる可能量といふものは十七万キロリットルくらいらしいのです。そうしますと、特殊な需要が起るわけですから、石油メーカーの方も、足もとを見すかしまして、二円くらいずつつり上げていったわけです。ということは、トンに対して二千円つり上げたわけです。そうして、昨年は五千三百円でしたが、実際には七千三百円くらい高くなつたということがあるのであります。そうちした事例にかんがみまして、この二割カットした石油外貨の割当を、少くとも一割くらい復活させる必要があるううと思つたのです。需給関係からそういう配慮を政府としてするお考えがあるかどうか。

れども、増徴法が施行になりますときには五キロリットル以上持つておる人につきましては、増税額を納めなければならぬというのが附則に入つております。もちろん漏れはあると思います。しかしながら、何分かさはる貨物ありますから、そろ大きく漏れることはできない。從来もストック課税といふことは相当いたしております。今回も五キロリットル以上についてその差額そのものを課税するといらようにならしておりますので、それがない場合の買いだめとはまるきり違うだらうといふふに思います。前回ストック課税で幾ら課税いたしましたかを概略申しますと、約十万キロリットル、ストック課税いたしております。お詫の通り、貯油能力といふものは一月分かそこらのものでありますから、満ばいにして十五、六万から二十万キロリットルぐらいがせいぜいだらうと思いますので、あまり大きな弊害はこないのじゃないか。若干漏れはあるかもしらぬけれども、大部分はストック課税でとらえられて、そら買ひだめしてみても仕方がないのじやないかということになるものと私どもは考えております。

も、このうち、われわれが常識的に考えて、ちよつとこういうことはどうかなと思われる節の項目に限りまして質問してみたいのです。まず、この特免措置品目のうちの第十三目ですか、電子計算機についてお伺いいたします。電子計算機は、本則が一五%となるべきことになつております。それが二十九年以来暫定税率としてゼロということで從来は取り扱つておるわけですが、一応電子計算機ということで申し上げるわけですが、これが本則なら一五%であるのが、現在はゼロです。それによつて起る減免税額というものが八億円ということになります。そうすると、インボイス価格にして……。

〇平岡委員 五十九台という機械が直接各会社の現場に持ち込まれるものですか。

○木村説明員 現場と申しますか、各会社に直接持ち込まれるものでござります。もちろん機械のメーカーが輸入するものもございます。しかし、大部 分は直接これを使用する会社に持ち込まれているはずでございます。

○平岡委員 私がお伺いしたい点は、たとえばレミントンランド・カンパニーそれからIBMカンパニー、そ うした外国商社の代理店があります。その商社の支店といいましょうか、日本国内の法人がその機械を入れて、ずっと賃貸しまして、そこで収益を上げている、こういう事例の方が多いじゃないですか。

○木村説明員 多少御質問の御趣旨を受け取り違えておりましたが、いろいろございまして、使用るのは各会社でございますが、輸入社はレミントンランドの代理店あるいはIBMの代理店というようなものが輸入いたしまして、そしてレミントンにつきましては大体販売という形式をとつております。それからIBMの機械は賃貸しといふ形をとつております。大体そういうふうでござります。

○平岡委員 五十九台の内訳は、どういう内訳になつておりますか。

○木村説明員 IBMが三十八台、それからレミントンが二十四台になつております。

○平岡委員 少し数が違いますね。

○木村説明員 失礼いたしました。I BM社が三十五台、それからレミントンが二十四台であります。

○平岡委員 教はどうでもいいのですけれども、IBMは貸付をもつて商売をしている。それに三十五台も入ってくるわけですね。ですから、どうして税金を負担なければならぬのですかね。これは、商売として輸入を独占して、それで各日本の会社に貸しまして、そしてロイアリティ的にその料金を徴収するわけですね。ですから、税金は負けてもららう。ロイアリティは吸い上げていく。そういうもののためになぜこの関税の恩恵を与えないわけならぬかということは、われわれには納得はいきません。その点を得心できるよう御説明いただきたい。

○木村説明員 IBMの貸し貸すというのはきまつておりますし、もし関税を徴収いたしますと、その借り貸がそれだけ高くなるわけでござります。従つて、IBM社から見れば、関税を取るかかるいは免除するかということは關係がございません。もちろん関税を免除することによって国内の需要があえる、使いやすくなるという面はござりますけれども、しかしそれだけ金銭的にIBM社が利益を得るという直接の効果はございません。ただ、ユーザーやの側からいたしますと、既定の使用料のほかに関税を払わねばならぬか、あるいは関税分だけ助かるかという結果になるかと思います。

○平岡委員 アディシヨナルな部分がどつちへつくかは大した問題じゃない。要するに、こうした変則的な、むしろ商売本位のものに關税率の特例が適用されるということはおかしいです。私が最初に申したように、二台とか三台のモデルの機械を入れて、日本のメーカーにそれを与えて、それに

よつてコピーを作る、そして逐次日本の企業においても計算の面において合理化してくる。こういう目的に沿うな関税定率のフェーバーの意味があるけれども、今言つたように、IBMとかあるいはレミントン、こうした完全な商行為的な普通の企業に対しまして、定率法を適用して特免規定をなお存続しなければならぬという理由はない。しかもこれは二十九年ぐらいからやつておるわけです。そこで、だんだん今日まできて、なおするするべつたりにこうしたものを置くということは間違いだと思うのです。そういうようにお考えになりませんか。

○木村説明員 確かにおつしやるよう

な一面がござりますことは、われわれ

も承知いたしております。ただ、カード式の統計会計機は、現在国内に生産

がございません。一方、各企業の事務能

率を向上させるために、いろいろの合

理化が行われております。そういう段

階でござりますので、国産ができるま

での間免税をいたしてはといふ趣旨でございましたのが、今まで至つてお

るわけでござります。

なれ、電子計算機等につきましては

近い将来に国産が可能であり、実際そ

れが使用される段階に至るような形勢

にござりますので、これは国産品が実

際に市場に出回るという時期には免稅

を打ち切りたいといふ趣旨で、提案をいたしてござります。

○平岡委員 私はこの機械は二つの力

でござりに分れると思う。あなたが今

おつしやつたのは穿孔カード式統計会

計機械、このことであらうと思うので

す。従来穿孔カード式統計会計機械が入つておった。そこへ持つてきて、そ

れより程度の高い電子計算機が入つて

きたので、わざわざ一つ項目を新たに起しまして特免規定をしているので

しょう。ですから、私は、新たに項を

はからんや五十九台を入れておるとい

うことです。これはけしからぬこと

だ。それから、あなたの申される從来

入つておつた穿孔カード式統計会計機

械といふものはすでに二十八年から入

っていますから、日本のメーカーも相

当この程度のものはできる状況にある

と思うのです。そういうことではござ

いませんか。

○木村説明員 穿孔カード式の統計会

計機といふものは現在国産がございま

せん。それから、電子計算機につきま

しては、おつしやる通り、中型、小型

経まして、今後製作にかかるといふ段

階に至つておるということを聞いてお

ります。ただ一つ項目を設けましたの

は、従来穿孔カード式の統計会計機を

免除しておきましたところが、その後

電子計算機でもつてやはりカード式の

ものが入つておきます。これはや

はり穿孔カード式の統計会計機の一種

でございまして、これを従来税闇では

免稅いたしておきます。しかしながら

最近におきましては磁気式の電子

計算機もばつぱつ入つてきております

ので、これとの関連、並びにこれを徒

てはいろいろ検討しました。平岡

委員御指摘のよう国内の国産電子計

算機等の現状から見て、ここらあたり

の特免措置である、そういう精神に徹

底してもらいたい、なお繼續して今後使われ

ることになるとメークー側では

ろが、まだ実用の段階には入つていな

いので、ことし一年ぐらいは免除して

差しつかえございませんという回答

を得ておりますので、この際暫定免稅

に踏み切つたわけでござります。

○平岡委員 二十九年からいたしま

しても、ことしで足かけ六年目です。

それで来年ならないという段階が急に

くるのです。おかしいと思う。むし

ろモデルをとつて、日本でのコピー

を作ると、こういう点では減免率

まで適用して輸入する、こういう価値

はあると思う。ところが、今はこの輸

入税をとつてないために関税障壁が

ないから、これから育とうとするところ

の日本自身の企業をむしろ競争的に

不利に陥れておる、そういう影響の方

が私は大きいと思う。あなたは、日本の

メーカーにも聞いてみたけれども、あ

と一年はいいのだという。それは、あ

なたの方は業者の首根つ子を押えてい

るから、業者は反対もできないといふ

ことであつて、決して心からそう言つ

ているといふうには考えるわけにい

かない。実際に今後あなたの言

う穿孔カード式という機械の方も大体

三十四年度で八百五十台も入れること

になつておりますが、それはおかしい

ですよ。

○山中政府委員 そのこまかい輸入の

電子計算機が日本の商社等の事務能率

化へのスピードにどう即応していくか

ということについては、所管省は通産

省でございますが、私の方は、純粹に

げて私が質問した事柄でも相当疑点が

多いのですから、この問題は、いわゆる

なわ張りのことではなく、そういう

ことを超越して、日本産業育成のため

の特免措置である、そういう精神に徹

底してもらいたい、なお繼續して今後使われ

ることになるとメークー側では

ろが、まだ実用の段階には入つていな

いので、ことし一年ぐらいは免除して

差しつかえございませんという回答

を得ておりますので、この際暫定免稅

に踏み切つたわけでござります。

○横山委員 愛知労務大臣並びに北島

さんもいらっしゃるようありますか

も需要と国内の国産機の供給のバラン

スの次第によるものであつて、かたぐ考

えてこの結論を下したのではないので

ども、しかしながら、これはあくまで

も需要と国内の国産機の供給のバラン

スの次第によるものであつて、かたぐ考

えてこの結論を下したのではないので

ども、しかしながら

格段の向上による」という文章については、そのような苛烈誅求をやる気持はないということを盛んに言つてこられた。しかるに、その総理大臣並びに担当であります大蔵大臣の説明があります一方で、朝日新聞の伝うるところによりますと、二十六日、愛知法務大臣は、法務省に全国の高檢及び地檢の財政経済係検事会同を招集いたしまして、特に脱税事件に対する取締り強化の方針について協議をしたと伝えられる。その要旨を新聞に伝うるところで読みでみますと、「最近における財政経済事犯の動向をみると悪質な脱税事犯があとを絶たず、また貿易振興の名にかくれて巧妙に貿易および外國為替管理の規制を潜脱する事犯も少なからず発生しており、さらには法の禁止めからして自己株式を得る等の方法により会社財産を危くする事犯のことを最も広く伏在している」等々をあげまして、その結論として、「徹底的に究明し、悪質事犯に対しては、適正かつ敏速に國家の刑罰権が実現されるよう努められたい。」とななたは演説をしておかれであります。最初に断つておきますが、私は、法務大臣として法律違反をしたらそれに対して処置をするということが職責であることは百も承知であります。しかし、われわれ政治家の仲間において、少くとも今日の政治的な話題である来年度の税制を行わるべきかといふ議論がされて、それが新聞に伝えられ、そうして総理は一生懸

されど、北島さんは、あなたはよくお話を聞いておられるのを聞いたそな顔をしておるからお尋ねいたしますが、北島さんは、あなたは税金をとる責任者でありますから、あなたは大蔵大臣及び政府首脳部からこの愛知法相的な指導を受けておるのでありますか。私の言うことわかりますか。どうぞ一つ……。

○北島政府委員 私は、税金といふのは常に適正にいたくべきものであります。そして悪質な脱税は断固摘発すべきものである。こういうふうに考えております。ただ、実行になりますと、その辺のところは實にむずかしいのであります。まして、基本観念といたしましては、私は税金といふのはそら気はばつて取るべきものではない。えてして気が出でてくることが多いのであります。それで、われれといたしましては、実態をよく見て、そうして税納者の身になつて、ほんとうにこれであつて納稅者の琴線に触れるかどうかとどういふ点は、これは頭に入れてやるべきだ。こういう考え方であります。もちろん悪質な脱税の摘発は、私は、やはり正直に納稅しておる方々が、正直者がばかりを見ないということのためにも、絶対必要であると考えております。

○横山委員 法務大臣に、あなたがそういう証弁を弄せられるならば、私は一つあなたにおきゆうを据えたいのですが、あります。あなたの足元でとんでもないことが起つておることは、あなた御存じでありますようか。私は、先般来一べん監獄の脱税事件を取り上げよ

うと思っておられたわけでありますが、あまりえげつないので言いませんで、脱税取締りを強化しろ、しかもその中で「さらには法の禁止をおかして自己株式を取得する等の方法により会社財産を危くする事件のごときも広く伏在しているやに見受けられる。」自己株式の問題について、私は、法務省の見解と大蔵省の見解と通産省の見解が違っていることを指摘せざるを得ぬ。それらしいものですから、ここばかりは「広く伏在しているやに見受けられる。」どういう言い方であります。これほどらしょうというのでありますか。こういうインチキなことを言つて、じや足元はどうなんですか。私の知つている限りでは、全国の監獄で、残飯で豚を養つておるといふのでございますが、これは残飯でない。わざと御飯を余分に作つておるのであります。残飯でない余分な御飯を作つて豚を養う。だれが養うかといふと、名義は職員であります、実際やつているのは囚人であります。囚人は自分の労務があるのですから、やらぬでもいいのであります、職員の仕事を手伝えば調子がよろしいらしく、実際は囚人が残飯にあらざる残飯をもつて豚を養う。豚が肥えると豚を売る。売つて得た代金はどうなるか。これはその職員の任意団体——そこは残念ながら労働組合がございませんので、任意団体の職員が任意団体として規約を持つておる。その規約は、ある監獄にありますては会計の定めがない。そ

すると、国家の費用で肥えた豚を充る。収益が上る。その収益が何に使われるかといいますと、驚くなれ、これが署長さんの交際費なんです。本省からおいでになる人の接待費に使われる。何かかんかの用事で監獄にいらっしゃる方の接待費に使われる。北島さん、私の話があなたに初めてかどらか知りませんが、お答えはできるものと思います。これの税金は一体どういう関係になりますか。私の話が事実であるかいかかという余分な心配はしないで下さい。私の聞いた限りでは、その収益によって得た金は職員の任意団体の収益になるわけですよ。あなたの得意の人格なき法人ですよ。豚の税金をあなたたは取るつもりがありますか。その法律的根拠を伺いたい。

の検討にあたるが、それから先は国税庁長官から一つお聞きを願います。

○北島政府委員 人格なき社団の収益事業に対しましては課税措置を講ずることになつております。ただし、人格なき社団と申しましても、世の中にござりますFTAの会に課税するとか、あるいは校友会に課税するとか、いろいろ微妙な問題も生じますので、人格なき社団の課税につきましては、個々について国税局において認定いたしまして、そして相手方の人格なき社団に通知することになつております。今お話をありました啓明会とか申す人格なき社団に対しましてどういう措置が講ぜられておりますか、私ちょっとと手元に資料がございませんので、存じませんが、おそらく、東京国税局においてその内容を検討いたしまして、課税に値する程度のものであれば通知をいたしておることと存じますが、ちよつとただいま手元に資料がございませんので、お答えいたしかねます。

○横山委員 法務大臣、あなたは私の質問の趣旨を知つておられたのですが、北島さんには連絡がないのです。

今の北島さんの答弁では答弁にならぬのであります。むしろ法務大臣の方がよく調べていらっしゃったのでありますよから、今刑務所の中における残飯、豚がいかに飼われておるか、税金がどうなつておるか、あなたの方から聞いた方が話のわかりが早そうでありますから、簡明に率直に御答弁を願いたいと思います。

方で職員会で豚を飼つておるところがあるのござります。この点につきましては横山委員から御指摘を受けまして、ただいま法務大臣が御答弁申し上げました通り、さつそく地元の税務署とも連絡をとりまして、その実態を調査していただき、そうしてさらに国税庁の方に上申をしていただきまして、國税局の方からこの取扱いにつきまして御指示があつたのでござります。刑務所における豚の飼育でござりますが、ただいま仰せのことく残飯で豚を飼つておるということでございますが、なるほど残飯も使っております。しかししながら、現在刑務所におきましてはこの食料の問題は非常に重大な事柄なんでござります。従いまして、この食料の点につきましては十二分に検討を加えまして、そなたくさん残飯の出るようなことにはいたしていいのでござります。残飯で豚を飼つておるといふのは、豚の飼料のごく一小部分にすぎないのでございまして、これにつきましても必ずその残飯を調定いたしまして、収支の計算をいたしておるのでござります。そしてこの豚は、他から飼料を買ひ付けまして豚の飼育をいたしておるのでござります。従いまして、余分な食事を食べさせて残飯をこしらえて、それで豚を飼つておるというような性格のものではないことを、よく御承知おきを願いたいと思うのであります。

飯はつかりが豚のえさではあります。しかし、こうおつしやるけれども、大体いつも私の調べたところによると残飯なんであります。残飯がいつも残るということを予定に入れて豚を飼つておるわけであります。ということは、豚がそこにおる限り残飯がいつもあるということであります。あなたがどういうふうに御説明になりますようとも、これはだめなんであります。私が愛知国務大臣に言いたいことは、妙な話になつてしましましたけれども、とにかく今までの税制のとて来年度の税制について議論をしておるところに、あなたが脱税取締りを強化しろ、こういうことを言われた。この言われたことが——調べてみますれば、あなたのおつしやるよう、中に悪質犯などいうことが書いてあります。書いてはありますから一般的にだれしも新聞を見て感じましたことは、これは一体関係大臣と大臣との間で話し合いがあつて行われたものか、なくて行われておるものか。あつて行われたとするならば、これは岸内閣といふのはけしからぬやり方である。話し合いがなかつたといてしますれば、これほど連絡の不一致というものはない。これは法理論の問題ではあちません。従つて、今日政府の徵稅の問題において重大なそごがあるといふことが指摘をされたわけであります。私は、この際特に愛知法務大臣に申し上げておきたいのですが、さよなら、新聞を見れば、検察ファッショの目で、裁判官と検事の給与の問題で大問題が起きておるよに報じておるのでありますけれども、とかくこのころは法務省の問題で多くの問題がないという定評があるわけであります。この際、

少くとも税金に関する問題であるなら、失礼ではあります。私が大臣委員会としても、いかに徴税をなさるべきかという議論をしておるわけであります。大蔵省も国税局もそれ相当地の御連絡もなくして、脱税は刑事罰に処して断固としてこれをやれといふうに号令をされるといふことが、私は輕率に思えてならないのです。この点は大臣の心にかかる事はないのでござりますか。もし、私が言つてゐることが、全然私には心にかかるとはございません。私の仕事でありますから、勝手にやりますといふお考えでありますならば、これは何をか言わんやであります。私はこれ以上御質問をする勇気がございません。けれども、もしもあなたが多少なりとも、これは大蔵大臣に話をしなかつたのはまずかつた。大蔵委員会でこれほど一生懸命審議をしておるのに、自分の言つたことはまずかつたと思うなら、そのような御答弁があつてしかるべきだと私は思う。これを私の最後の御質問といたしたいと思います。

いますが、断固たる処置をとるのが私として当然の職責であると考えるわけでもあります。しかし、同時に、従来といえども、たとえば国税庁の調査监察部というよくなとこらと第一線の係検事とは、常に緊密な連絡を一般的にもとつております。それから、具体的な事犯につきましても、十分に徴税当局の見解もただしておりますので、そういうふうな政府部内の連絡不一致ということは、絶じてないということを、私は明らかにしておきたいと思います。

ただ、いろいろと御心配の御忠告に対しましては、私は今後とも十分に配慮いたしたいと思います。

○早川委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分より大蔵大臣の出席を求めて再開することとし、暫時休憩いたします。

の為替制度も、初期の為替のない時代から今日の整った制度を持つようになるまで、いろいろの困難を乗り越えまして正常化の道をたどつて参りました。たゞえばLUAの廢止とかオープン勧定方式の整備等いろいろございますが、正常化の道をたどつてきたことは事実でございます。さて、ヨーロッパ諸国の昨年末の通貨交換性の回復をきづかけいたしまして、為替の正常化という言葉が最近の合言葉になつておるのであります。このヨーロッパの十カ国が最近スタートをし、その後に四カ国が加わりましたので、ヨーロッパのおよそ目ぼしい国々といふものが、全部自國の通貨を米ドルと交換せしめるという自由化に踏み切つたわけであります。このことは、ヨーロッパにおける戦後の処理の懸案の解決であることは間違いが

りますよろに、昨年末以来欧洲各国におきまして通貨の交換性を回復して、これが為替貿易に重大な影響を持つ、その觀点からどういうように日本の円について考へるか、あるいは通貨対策はどうかといふお尋ねであったと想います。御承知のように、一応交換性を回復したと申しますが、各国の貿易の基本的な考え方には変更なしという方が、たゞいまの建前でございます。しかし、貿易あるいは為替貿易のあり方についての基本的考え方には変更なしとは申しましても、通貨が交換性を回復した今日でござりますから、受け入れる側におきましては当然影響のあることは見のがせないのでござります。そういう意味において、私どもの方でも、いわゆる指定通貨といふものについて、交換性を回復した通貨をそれぞれ

そう強固なものにして参らなければ  
らないと思います。政府におきましても  
は、特に貿易を振興し、外貨の取  
引を多額に保有するような政策を  
と同時に、国内におきましても  
有量を増していく、とういうよ  
うな政策をあわせてたどりますとい  
てございます。しかしながら、  
まは研究の段階でありますして、  
直ちに一步も二歩も急速に前進  
かようにお考えをいただきます  
や期待はずれのものがあろうと  
すし、また事柄の性質上いつい  
にどうするとか申し上げるべき  
のでもないようでありますが、  
の線といたしましては、歐州諸  
国へいよいよ、基本的な問題と  
されとり組んでいく、こういふ  
でござります。

ればな  
まして  
点でド  
をとる  
金の保  
うな政  
る段階  
ただい  
これが  
て、單なる抽象的な戦前の自由為替へ  
の復帰だということにいきなり飛躍  
しては、問題の所在を誤まるであろうと  
私は考えております。抽象的な世界経  
済の自由化、自由貿易の促進などとい  
う復古的な通貨交換性の単純な回復で  
はないということ、こういうふうに考  
えますが、その点はどうでございま  
すよ。

○佐藤蔵務大臣 欧州の共同市場化ま  
たはその紐帶を一そろ強固にする、そ  
ういう意味においての通貨の交換性、  
従つて経済圏としての欧州共同市場の  
国に負  
してこ  
考え方  
基本的

○早川委員長　これより休憩前に引き  
続き会議を開きます。

日本輸出入銀行法の一部を改正する  
法律案、揮発油税法の一部を改正する  
法律案及び入税税法の一部を改正する  
法律案の三案を一括して議題といたし  
ます。

ロッパの通貨交換性の回復というものが我が国の為替制度、貿易政策に非常な影響を与えるべきことは、論を待たぬと思うのであります。大蔵大臣は、その財政演説におきましても、または予算委員会等を通じまして、この問題に多少触れておるのでありますが、断

であります。さしあたりとりあえすの措置はただいままでとりましたので、一応の応急的な問題は対処し得るようになつてゐると思ひますが、基本的には、やはり今後は、円為替の導入とすることについて、私どももささらに一步も二歩も前進していかなければならぬ。

す。しかし、私としましては、技術的対策の問答の前に、大きな影響のことですから、もう少しお伺いしたいのです。

○平岡委員 欧州其同化のための具体的な第一歩ではないかということを特に念を入れて申し上げたいのは、あとこの対策と関係もしてきますので、ヨーロッパの戦後の事情というものは一応どういうものであったか。その背景を考える必要があろうと思うのです。第

○平岡委員 当委員会の審議対象になつておりまする為替政策につきまして、質問をいたしたいと思います。

世界の為替は、歐米諸国を中心にもいたしまして、戦争直後のきびしい為替制限を離れて、次第に自由で正常な姿に戻らうといたしております。一方、わが国

○ 佐藤国務大臣 ただいま御指摘になつておられるが、これを大臣から御見解を承わりたいのであります。

替の自由化なり、あるいは国内の非居住者の円資金の解放と申しますか、そういうような点をまず取り上げてみたい。こういう考え方でおるのであります。基本的な問題といたしましては、こういう場合に、通貨としての円の価格安定といいますか、これはやはり一

二月の交換性回復に踏み切ったとき、経過あるいは内容を見ますと、約十カ国が一斉に歩調を合せて踏み切ったということ、それが一つ、それから従来のヨーロッパ決済同盟、EPUの発展的解消を行なっているといふと、もう一つは、弱いフラン貨のて

いかに味方に入れるか、こういう観点からそれぞの工作に入つたことは事実です。単純にいえば、ソ連の場合においては、東欧から兵力を引き上げないことによつて、親ソ政権を樹立しよう。片方アメリカは、この点で全部兵を帰してしまつ。そこで西欧の民主主

義陣営に呼びかけまして、まず西欧を入れまいといふことは、当然アメリカも点はバランスがくすれるわけですから、例ら、まず共産主義の脅威を西欧諸国に經濟態勢というものを早く復活させるためには、ヨーロッパの国内の反対給付としてNATOの防衛の義務が多いということはありましたけれども、いすれにいたしましても、經濟の復活のために米国がこれにてこ入れをしまして、ソ連と対抗してきたことは事実です。ところが、大体イギリスにしてもフランスにしましても、そうした高い水準の国を作り上げた能力のある国ですから、このマーシャル・プランを足がかりとしまして、急速にヨーロッパの諸国は經濟におきましても著しい回復を見たのです。そういたしますと、やはり世界經濟に対しても自分たちの發言権を求めるべきだ、というのは当然でござります。ところが、現在アメリカに対しても、ソ連と比べればもののがヨーロッパの戦後の大筋であろうともつてしても、ソ連と比べればもののがヨーロッパの戦後の大筋であると、思ふのです。ですから、この十二月月におきまして、ヨーロッパの諸国が足並み放置しておつたならば、そのまま放置しておつたまでも、必ず西欧を入れまいといふことは、当然アメリカもそれには、ヨーロッパの国内の経済態勢といふものを早く復活させることが、その予防策でありますから、例のマーシャル・プラン等によつて、じやんじやんヨーロッパの經濟復活に力を入れてきたはすであります。それに反対給付としてNATOの防衛の義務が多いということはありましたけれども、いすれにいたしましても、經濟の復活のために米国がこれにてこ入れをしまして、ソ連と対抗してきたことは事実です。ところが、大体イギリスにしてもフランスにしましても、そうした高い水準の国を作り上げた能力のある国ですから、このマーシャル・プランを足がかりとしまして、急速にヨーロッパの諸国は經濟におきましても著しい回復を見たのです。そういたしますと、やはり世界經濟に対して自分たちの發言権を求めるべきだ、というのは当然でござります。ところが、現在アメリカに対しても、ソ連と比べればもののがヨーロッパの戦後の大筋であると、思ふのです。ですから、この十二月月におきまして、ヨーロッパの諸国が足並み

直前において、イギリスとフランスの利害が対立し、片や交易市場であるとか、片や共同体であるとかという点で大いに論争され、これがうまくいかぬかと思つておつたのですが、やはり今言つた大きな觀点からいいまして、ヨーロッパは運命共同体としてヨーロッパ統合を進める、こういう歴史の新しい一つの大きな流れといふのから、今言つた現象的な一つの不安といふものは全部消し飛んで、ここにヨーロッペの一連の交換性の回復といふものができたわけであります。ですから、私は、ヨーロッパの共同体を側面から促進するという意義の方が、今回のヨーロッペにおける通貨の交換性回復という点において意義があるのではないかと思うのです。そういたしますと、もし私の所論にして肯綮に当るならば、日本の貿易政策という問題が、向うの方もヨーロッペにおいて金額自由化したから、わしの方もやるのだといふような甘つちよろいのじやなしに、やはり目的的な一つの政策を立てなければならぬと思うのです。单なる追随とか、単なる自由化がどうやら世界の動向だからといふような甘つちよろい考證ではなしに、やはり積極的な施策といふものは出でこなければならぬと思うのです。そういう点につきまして大蔵大臣はどのように対処せんとするか、伺ひたいと思います。

御指摘の通りでござります。これは必ずしも、二つの陣営の対立といふ意味において、自由主義陣営強化の意的のものではないかと思ひます。御承知のように、歐州共同体という言葉が使われ出してもう数年になつておりますから、そこにおいて、いわゆる自由主義陣営の共同体、同時に、ソ連を中心とする共産主義陣営が、その他の諸衛星国をその傘下に収めて、その二つの対立、こういふようなことを言えないとではないでございましようが、それは經濟、同時にもつと強い意味においての政治的な構想であるといふように、私どもは理解いたしておるのであります。今回の通貨の交換性を見ましても、しかば共産主義陣営と一切交易をしないのかと申しますと、そうじやない。共産主義との間においても、交易はなかなか活発であるし、また、ソ連を中心とする諸衛星国との、その個々の国々との交易ももちろん活発であります。そういう場合に、歐州共同体としての活動ではなくて、やはり歐州の共同市場を形成している個々の国々との取引だ。イギリスとソ連なり、あるいは西独と東独なりあるいはチエコなり、あるいはイタリアとオーストリアなり、そういうふうに、それはもう個々の国々の交易である。ただ共通の面が多分にある、こういうよくな意味で御指摘になりましたように、一つの共同市場としての紐帶と申しますか、つなぎ合せをこれから強化するだろう、こういふ役立つ面のあるということは見のがせないと思いますが、同時に、かよう

な通貨の交換性を回復した今日においてもおそらく競争は激化しておるに違いないと思います。たとえば、対エジプトに対する貿易一つをお考えになりますと、そのことは直ちに指摘ができることございます。言葉をかえて申しますならば、在来ならばやはり国際的な決済通貨といふもの、これをいつも確保することを考えて参つたに違いないのであります。エジプト・ポンドでは困る、やはりイギリスのポンドならまだ国際通貨決済用にわれわれも考えていく。しかしながら、今度は、ポンドだろうが、イタリアのリラだろうが、フランスのフランだろうが、ドイツのマルクだろうが、どれでもいいのだというふうになりますと、エジプトの関係においては各国が競争せざるを得ない立場になる。南米に対しても同じようなことがあるということが指摘できると思うのであります。また、この交換性を回復した国々相互の間においては、非常に貿易は楽になつておる。楽な方向にいくだらう、こういふことは予想できます。従つて、交換性を持たない日本が欧洲の市場に割り込むといふ場合に、これはなかなか苦しい思いをするということは指摘されるわけでございます。また、同時に、日本がエジプトやあるいは南米等において欧洲の諸国と競争する場合に、円為替といふものが導入されておらない今日だとしたら、非常に窮屈な思いをする、こういうこともあらうかと思うのでござります。従いまして、交換性が現在の程度より以上に進んで――現在のことと

パリならパリにおける非居住者が持つ  
べき主として非居住者のその国の通貨  
であるフランだとか、あるいはローマ  
ならローマにいる外國人が持つていて  
リテ、そういうものを解除するという  
程度でございますから、大したことは  
たゞいまのところは考えられない。し  
かしながら、さらにこれが進んで貿易  
の自由化の方向に向つていった暁は、  
その競争の面から、私どものような円  
為替を導入しておらない国は、取り残  
されるというか、貿易上非常に激しい  
競争に当面せざるを得ないのじやない  
か、かよろに思います。

かよろに考えて参りますと、歐州諸  
国が一齊にこういう交換性を回復し  
た。これは、一面から見ますと、過去  
においてはボンドは非常に強かつた。  
そしてボンドを國際為替の決済通貨に  
準ずるものとして扱つていたが、この  
ボンド並みにフランもマルクもリテも  
とにかく歩調をそろえる。言いかえま  
すならば、歐州共同市場を形成してい  
る各國の間において、やはりボンドに  
追随するといふか、ボンドに負けない  
ようにするためには、そういう処置も  
とらなければならぬのじやないか。  
従いまして、今日のような状況の程度  
なら各國も追随できるだろうと思いま  
すが、これがさらに為替貿易の自由化  
の方向に大きく踏み出した場合には、  
各國の力にはおのずから限度がござい  
ますから、なかなかそこまではついて  
いけないのじやないか、かよろに実は  
思ひます。

おいて非常に意義があるようにとられますが、この交換性回復は必ずしも直ちに一本化されると考えるわけにはいかない。各国ともそれぞれの国の経済を伸ばすようにお互いに競争していく。その競争場で負けないような格好に歩調を合しているという面も大きくて、これも見のがすことのできないものじゃないか、私はかように考えております。

は、マーシャル・プラン等を得まして、ヨーロッパの各国が一応経済の繁栄を取り戻す。やはり昔はものを見つめた国々ですから、何とか次の世界経済にものを言いたい。そうでなければ、ソ連による指導下に入るが、アメリカによる指導下に入つてしまらというふとだ。そういうことであるから、一応経済の繁栄を取り返してきたヨーロッパの諸国が、一対一であれば、先ほど言つたように、ソ連と西独を比べてみましても、アメリカとイギリスを比べてみましても、一対一であればものが言えぬのだから、ヨーロッパの全人口と全資源をあげてヨーロッパ統合——いわばヨーロッパ統合ですよ。これをもつて次の世界経済にものを言いたい。これがヨーロッパの共通の、これは運命共同体的なんだが、宿願になつていると私は思う。そのことを抜きにしては、ヨーロッパの動向、経済の動向、そうした為替政策の本体はつかみ得ない、こういう私の見解なんです。これが間違つていれば、あとの論議はやめてもいいくらいのものだけれども、そういう点につきましてもう一回大蔵大臣の御所見をお伺いします。

されば貿のたせなし貿易でござります。しかし、これはおそらく歐州のものにおいてはそういうことを考るでござらぬが、外へ出ていく場合においては、そのおくれておるもののが全部一緒にいくわけにもなかなかいかないのじやないか、という意味のことを先ほど来申しておるわけです。御指摘になつましたような共同の意味も多分にあります、同時にまた、なかなか不徹底きわまるから、私が申し上げるような一面競争の場もなかなか激しくなつておる、こういふことでござります。

○平岡委員 かなり私の見解をお認めになつての御答弁ですが、もう少しそこの点を徹底的に大蔵大臣としては認識してもらわなければならぬと思つうのです。たとえば、あなたのおっしゃることで、ヨーロッパ主権国家としての各國々の政策が大体同じような立場にあるから、偶然に一致したといふうにもとられないことはない。しかし、一七・何%かのフランの切り下げもさして、共同歩調でこうした体制に踏み切つたといふところが、非常に意義があることであろうと思うのであります。レッセフェールなそんなフランの市場なんかかまうことはないで

味の愛国的な考え方よりも、ヨーロッパ自体を運命共同体としてやつしていくと、いう氣概にも燃えておるし、その方途をとつてきておることは事実です。それだけに、今回の自由化措置、交換性の回復措置は、ヨーロッパの決意を表明したものとして受け取るべきであろうと私は考えております。

これは一応議論になりますから、その程度でとどめておきますが、ただここでやはり補足的に触れておかなければならぬことは、すでにヨーロッパの六ヵ国におきまして、鉄鋼と石炭に関する限りは共同体を作る——共同体を作つたというのは関税を撤廃したことなのです。このヨーロッパの共同体は、一面におきまして多少現在の利害関係があるので、イギリス等はいわゆるウエーティング・メンバーという格好で、一応アドヴァイザー的な立場に立つわけであります。しかし、OEECの十七ヵ国がやがてこの六ヵ国に参加して、共同体それ自身の参加国がふえていくであろうことも私は必然のコースであると思つておる。それから、品目それ自身は、石炭と鉄鋼だけに限らずに、商品、原料の全品目にわたつて、十三年

おきましましてそらく競合的な立場を展開します。そういうときは、單なるイギリスとかフランスとかの一国相手ではなくて、ヨーロッパが関税障壁を全部撤廃するということは、原料が安くないと下ることです。それによつて、一番得意な生産をなところで、一番得意な生産をしてくるのですから、生産コストがうんと下るわけです。今まで立ちをしてアジアの市場で競争しておる日本というものは、その体制ができてくれば一たまりもないわけであろうと思うのです。そういうところから、お題目的にはちょっといよいよ近ごろ言葉に出されておりました円為替の導入ですか、こういう円貨をもつて決済し得る地域というものを、少くとも日本の戦前くらいには回復しなければならぬと思う。戦前は中国もそうです。インドもそうであります。それから東南アジアも円為替をもつて自由に取引されました。ですから、そぞらえましても、イギリスが今度の交換性に踏み切るために、金ドル準備といふものは約六十億なければならぬかつたはずであります。しかし、イギ

いいだらうということで踏み切つておるわけであります。日本におきましても、円為替の導入というとを実行する前提として、日本の保有外貨の問題、そういうことが当然大きなファクターになります。

そこで、今ここでお伺いしたいのは、この日本の為替の自由化をどういうステップを踏んでやつていいことをか。それから、今私の後段に指摘しました日本として使い得るドルというものの、今イギリスについて私が説明した五十億ドルに相応するようなものが、日本の立場において計算されるはずです。IMFにこの周一億二千五百万ドル返しましたね。そうすると、それは使い得るのだろうと思ふんですよ。そのほか今度は増資によるところの日本国として使い得る分、そういうものを合せましてどれだけの金ドル保有、と申しましようか、保有ではちょっと行き過ぎですが、まあ金ドル保有と同じ程度の効果を上げ得る金額は幾らになるか、その点も一つ。これは為替局長からでけつこうです。

○ 鈴井政府委員 ただいま御指摘のありましたように、IMFから借りましたといいますか、買いました外貨一億

○佐藤國務大臣 御所見は間違つてはおらぬと思います。そういう面も多分にある。ことに、御指摘になりますように、歐洲と申しましても、それは非常に強い国をさします。強い国をさいますが、同時に小さい弱い国もあります。これがお互いに接し合つるわけです。これがお互いに接し合つてゐる。そして経済の面でもずいぶん共通なものがある。そういう面から見まして、やはり共同体を強化していくなければ困る、こういうものもある。

すから、じやんじやんやりますよ。そうでないところに問題があると思ふ。われわれヨーロッパを回ってみしても、少くとも経済指導者エアヘルトとか、フォックェとか、こういう人は、年配からいえはフランスに対しても敵意を抱いていた人であろうと想いますけれども、そういう人たちがえらくヨーロッパの共同基盤ということを中心張りたしております。ですから、そういう国の指導者たちは、いわゆる快い意

ないし十五年後には一切開税障壁を撤廃するという計画が立てられ、条約の批准がなされ、本年はこの第一年です。目としてそこに踏み切つておるわけですね。ですから、十四、五カ年後にかけてヨーロッパといふのは、やはりヨーロッパ統合体としての機能を果してくるということ。これは私の独断ではないと思うのです。そういたしますれば、日本との利害関係は、東南アジアとか、アラブ諸国とか、そういう点で

リスは現在為替のバランスにおける異字が約三十二億ドルです。それから、IMFと世界銀行のスタンダードバイ・クレジットがまだ十億ドルほど残つておる。それから、昨年大蔵大臣自身が御参加になつたインドの会議においてそれがぞれ五割、十割増の増資をいたしました。それから期待できる十数億のドル、それを合せますと約五十億ドルになつた。そこで六十億ドルなければ困るのでだけれども、五十億ドルなら大体

二千五百万ドルは昨年中に払いました。現在の外貨保有高でござりますが、二月の末につきましては一両日中に精算できると思ひますが、おそらく九億ドルちょっととこえているのじやないかと思います。正確な数字はまだ精査中でございます。まあ大体それに今度この秋 IMF の増資が決定されまして、その前提としていろいろ予算、法律を要するわけでありますけれども、

テップ・バイ・ステップの方策がとられると思うのですけれども、それには順序というものがありますね。ですから円為替の交換性回復のためにいかなるステップをこれから踏んでいくか、それで年次的にどういうふうな計画を持つてやろうとするか、その辺のこところをやはり大臣からお伺いしたいのです。

いると思います。だから、歐州における決済同盟といふものが、国際貿易の面で相当幅をきかしているといえれば幅をきかしていることにもなつてゐる。こういふ決済同盟に加入できていない国としては、貿易の競争の面から見まして非常に不利な立場にも置かれているということです。さういふことは、ますように、コンモン・マーケットが相当形が整つてくるのにどのくらいの期間を要するだろうかということは、はどうなる、かのように言つておられるわけであります。従つて、今の交換力を回復したと申しましても、それが非常に進んでおる状況でないことだけは、もうよく御了承いただいておることだと思います。そういうこととやはりピッタリを合せていくという考え方の方ではないか。従つて、私どもの申しておるような経済の正常化であるとか、金融の正常化であるとか、各面における健全な発達であるとか、こういうようなことが結局はわが国の経済に力をもたらすゆえんでもあるし、また国際的信用回復が同時に将来に押しかけてくることに対する対策だ、こういうことを言ふると思います。問題は、歐州は各国情を基本的な話し合いをしておる、日本はひとり取り残されておると言わわれるのである。一体どの範囲に入るのでいうふうな問題もあると思います。こういふところから、根本的な政治問題、同時にまた経済問題として基本的な考え方をしていくべきだと思います。非常に抽象的なことを申して恐縮でござりますが、最近の経済情勢の動きから見ますと、一部非常な先物を買つてある

う意味の動搖も来たしておるようであります。私は、こういうような、何といいますか、十分の事態の認識なしに先走つた財界方面の一部の動きに対してもござりますが、しかし世界の大勢といふことを知らないように、やはり準備はそれぞれ着々と進めていくべきものだ、かように考えております。

○早川委員長 平岡君に申しますが、あと奥村君と横山君から質問の要求がございまますが、大体本会議が三時から始まる予定でござりますので、どううますか。平岡さん、だいぶ時間が……。

○平岡委員 なるだけ要約して申します。要するに、抽象的に円為替の導入はどうだとか、こういうことで言われますと、びんとしないと思うのです。それで、円為替の導入といふのは、日本円を指定通貨の一つに加えていくことです。要するに、世界の主要国で、自国の通貨が指定通貨になつていいところはあまりないわけです。このあまりない例外の光榮を日本がなつているわけです。そういうことにつきまして、私は、大蔵大臣と一緒に相当な腹をきめての施策をお持ちにならなければならぬと思うのです。日本円を指定通貨の一つに加えるということ、日本と外国との取引決済に円を使うようになること、このことはさつく始めなければならないねと思います。戦後は外國との取引決済に円を用いることは今まで許されておつきませんでした。しかしながら、戦前はかなり広い範囲で円は使われておつ

南アジア諸国との貿易は大部分円決済であつたのです。だから、ここで円が為替を導入するということは、決して新しい経験ではないのです。むしろいい意味においての戦前の姿に帰ることですから、この問題は、相当大蔵当局としては具体的な一つの政策をもうお持ちになつて差しつかえないとと思ふのです。

結局導入の効果がどういう点にあるかということを申しますと、円為替を導入することは、日本にとりまして外貨の節約になります。これだけは円で決済できるのですから、円が決済通貨として用いられる限り、わが国は外国からの輸入代金を円で払うことができるのであります。もちろん外國は日本からの輸入にもこの円を使うから、その場合わが国は輸出代金を外貨で受け取ることはできない。しかし、円決済を前提とするならば、外國の銀行は運転資金として常に一定の円を持つことにならね。残高を持つことが必要です。少くともこの残高は日本側にとって外貨の節約になるわけです。だから、第一点は外貨の節約です。

それから、第二に、外國との取引が円で決済される場合、円と外貨との切りかえはすべて外國側で行われる。日本側ではこれは行なつて参りません。従つて、外國相手の取引とはいひながら、日本側業者にとってそれは国内の取引とほとんど一緒になりますので、相違がございませんので、為替相場開設の危険が生じない、こういふ効果があります。



たしませんので、なお取扱いをさらに検討いたしまして、取扱いを改正いたしまして、入場税の保全担保を取らなくていい場合を拡張するという方向で検討いたしております。根本的な方針につきましては、横山委員のおつしやる方向で検討いたしておりますが、なおいろいろ技術的なこまかい問題がございますので、これらにつきましてお検討の時間をいただきたい、かよう存じておる次第でございます。

○横山委員 時間がありませんが、要するに、いつごろその結論はつきますか。また、その方法は、先般私が申し上げた点は、少くとも保全担保の提供の状況のいいもの等については、次回からこの担保提供を免除したらどうかという意味のことを探し上げたわけですが、今検討願つておるやり方はどのようなやり方ですか。簡単でよろしいから、その結論の到達すべき時期と、その大体の概要を、固まつたものでなくともけつこうですから、御報告願いたいと思います。

○泉説明員 取扱いを直す時期といたしましては、御承知のように、現在入場税法の一部改正の法律を御審議いただいております。この法律の改正によりまして、相当入場税につきまして税率その他改正が行われますので、その改正の機会に担保の問題につきましても、そういう取扱いの改正をいたしたい、かように考えておる次第でござります。

その改正の方向につきましては、先般横山委員からお話をございました、いわば保全担保提供の記録と申しますが、それによつて、この臨時開催をする主催者は、保全担保を提供して、き

ちんと入場税を納付した、という事績をつけるようにいたしまして、そういう事績のはつきりしている人には担保の提供を免除するといふのも、一つの方法であろうと思つております。ただ、そういう証明書制度と申しますか、そういうものが果して実情がうまくいくかどうか、こういう点につきまして日下検討いたしておる段階でござります。もし証明書の制度がうまくいかないとすれば、なおほかの制度をとらなければならぬと思いますが、現在のところ、一応証明書の制度でうまくいくのではないかと思つて、その技術的なこまかい点の検討をいたしておるわけでございます。

午後二時五十九分散会

大蔵委員会議録第十二号中正誤

ペシ段 行 誤 正  
二〇一 ハ広島 徳島

昭和三十四年三月六日印刷

昭和三十四年三月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局